

組織運営等に係る見直しについて

1 基本的な考え方

平成 27 年 4 月 1 日から実施予定の組織運営等に係る見直しについては、平成 26 年 11 月 6 日開催の津市議会全員協議会において説明いたしました。

その後、同月 27 日に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が公布されたことから、特別措置法に基づく空家等（建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進等を図るため、上記組織運営等に係る見直しに加えて、次のとおり所要の見直しを行います。

2 改正の内容

上記の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり組織の改正等を行います。

(1) 空地、空家等に係る一元的な相談窓口及び全庁的な連携・調整等対応の整備

【空地・空家等連絡調整担当の新設】

空地、空家等に係る相談、苦情等については、これまで土地及び建物の清潔の保持並びに生活環境の保全及び美化を図る観点から、環境部環境保全課環境保全担当において対応してきたところです。

そのような中、今回、特別措置法が公布され、空家等に係る相談、苦情等がこれまで以上に多く寄せられることが見込まれることから、従来からの対応状況を踏まえ、空地、空家等に係る相談、苦情等への窓口の一元的な対応を図るため、環境部環境保全課に新たに空地・空家等連絡調整担当を置きます。

空地・空家等連絡調整担当においては、空地、空家等に係る相談、苦情等を受け付け、現地調査等によりの確な実態把握を行い、当該相談等の内容に基づき、関係各課等の緊密な連携と的確な役割分担のもと、具体的な対策の実施部門への確実な連絡及び調整等を行うものとします。

(2) 空家等の適切な対策に係る推進体制の整備

【空家等対策担当の新設等】

特別措置法に基づく空家等の対策の推進については、特定空家等（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家等をいう。）に関し必要な措置をとるよう助言・指導及び勧告等を行うことができることとなりました。

このため、都市計画部建築指導課に新たに空家等対策担当を置き、推進体制の整備を図ります。

併せて、都市計画部都市政策課都市計画・景観担当に、特別措置法に基づく空家等対策計画の作成等に係る事務を分掌させ、空家等に関する対策の推進を図ります。

3 実施時期

平成27年4月1日から実施します。

組 織 改 正 比 較 表

環境部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
環境保全課	環境保全担当	環境保全課	環境保全担当
	環境衛生担当		環境衛生担当
	空地・空家等連絡調整担当		

都市計画部

改 正 案		現 行	
課	担 当	課	担 当
都市政策課	企画管理担当	都市政策課	企画管理担当
	都市計画・景観担当		都市計画・景観担当
	都市整備・新都心軸担当		都市整備・新都心軸担当
建築指導課	建築指導担当	建築指導課	建築指導担当
	建築審査担当		建築審査担当
	建築安全・耐震担当		建築安全・耐震担当
	空家等対策担当		